

福岡都市圏消防共同指令センター
(福岡県) の事例

目次

1.	消防指令センターの共同運用を実施している地域の地勢・概要	3
(1)	構成消防本部の人口、面積及び消防吏員数	3
(2)	地勢概要（地形、生活圏、医療圏等）	4
2.	共同運用を実施している消防指令センターの概要	5
(1)	共同運用開始日	5
(2)	設置場所	5
(3)	処理方式	5
(4)	共同処理する業務範囲	5
①	関係機関への連絡等	5
②	大規模・特殊災害時の関係機関への報告等	5
③	消防団への連絡等	5
④	市町防災部局との連絡等	5
⑤	傷病者の搬送先病院手配	5
⑥	緊急通報システムからの通報対応	6
⑦	病院問い合わせの対応	6
⑧	報道機関からの問い合わせの対応	6
⑨	気象情報等の提供	6
⑩	聴覚や言語に障がいのある方からの通報対応	6
⑪	災害情報の提供	6
⑫	ドクターヘリの要請	6
⑬	福岡県防災行政無線の対応	6
(5)	消防指令システム概要	6
①	119番通報回線数	6
②	指令台	6
(6)	勤務体制、配置人員、職員身分	8
①	勤務体制	8
②	配置人員	8
③	職員身分	8
(7)	高度な運用	8
(8)	消防団との連絡体制	8
(9)	市町災害対策本部との連絡体制（福岡市の例）	8
3.	消防指令センターの共同運用実現までの手順の概要	9
(1)	検討経緯	9
(2)	検討体制	9

(3) 消防本部間の合意、首長の合意、議会手続き、消防指令センターの整備スケジュール	9
(4) 検討内容	11
① 運用開始年月日	11
② 設置場所	11
③ 処理方式（協議会、事務委託）	11
④ 共同処理する業務範囲	11
⑤ 消防指令システムと消防救急無線設備の異メーカー接続対応	11
⑥ 財源、経費負担割合、経費支出等	11
⑦ 勤務体制、配置人員	13
⑧ 高度な運用	13
⑨ 消防団との連絡体制	14
⑩ 非常災害時における市町災害対策本部との連絡体制	14
⑪ 福岡市外の土地勘のない管轄地域に対する指令業務体制	14
4. 新体制に移行するまでの具体的な手続き	15
(1) 例規関係の見直し及び運用方法の統一	15
(2) 共同運用開始までの職員研修	15
(3) 住民への周知	15
5. 消防指令センターの共同運用による効果等	16
(1) 効果	16
① 整備費の削減効果	16
② 業務集約による人員の効率化	16
③ 応援体制の迅速化等の災害対応上の効果	16
(2) 課題	16

1. 消防指令センターの共同運用を実施している地域の地勢・概要

(1) 構成消防本部の人口、面積及び消防吏員数

(令和3年4月1日現在)

- | | |
|--|---|
| ① 福岡市消防局
人口：1,603,043人
面積：343km ²
消防吏員数：1,103名 | ⑤ 粕屋北部消防組合消防本部
人口：93,335人
面積：61km ²
消防吏員数：100名 |
| ② 春日・大野城・那珂川消防組合消防本部
人口：265,647人
面積：116km ²
消防吏員数：212名 | ⑥ 筑紫野太宰府消防組合消防本部
(令和5年度参入予定)
人口：176,533人
面積：117km ²
消防吏員数：154名 |
| ③ 粕屋南部消防組合消防本部
人口：201,843人
面積：146km ²
消防吏員数：183名 | ⑦ 糸島市消防本部(令和11年度参入予定)
人口：102,523人
面積：216km ²
消防吏員数：100名 |
| ④ 宗像地区消防本部
人口：164,435人
面積：172km ²
消防吏員数：151名 | |

※⑥、⑦については、今後参入予定であり、本資料は①～⑤の共同化にかかる内容をまとめたもの。

福岡県

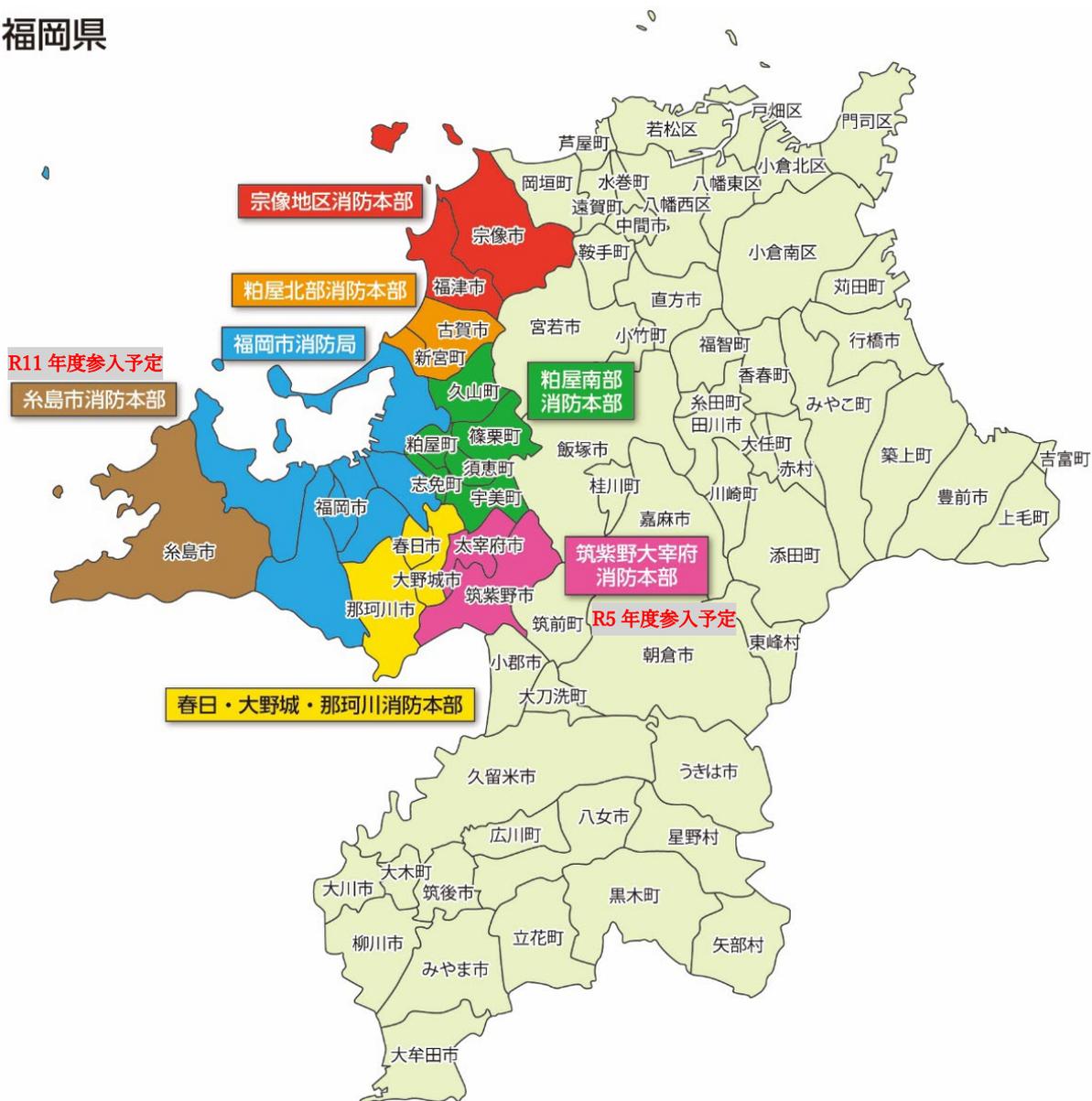


図 1 共同運用実施消防本部の構成

(2) 地勢概要（地形、生活圈、医療圏等）

福岡都市圏は、面積約 1,172k m²、九州の北部に位置している。

地形的には北に玄界灘、南は福岡平野を囲むように、脊振山地、三郡山地がひかえ、東には宗像平野、西には糸島平野が広がり、ほぼ半月型をしている。

圏域の山々はなだらかで、その標高はほとんどが 1,000m 以下である。また、玄界灘、博多湾に注ぐ河川は、いずれも中小の河川となっている。

2. 共同運用を実施している消防指令センターの概要

(1) 共同運用開始日

平成 29 年 11 月 30 日

(2) 設置場所

福岡市消防本部内

(3) 処理方式

事務委託方式

(4) 共同処理する業務範囲

福岡都市圏消防共同指令センター（以下「共同指令センター」という。）では、24 時間体制で 119 番通報を受信、通報内容等から災害地点・災害種別の決定、出動部隊の編成、消防隊・救急隊等への出動指令、現場活動の支援、事案終了までの一連の基本業務のほか、以下の業務を行う。

① 関係機関への連絡等

災害発生市町を管轄する電気、ガス、水道等の関係機関や警察への連絡及び出動の要請を行う。

② 大規模・特殊災害時の関係機関への報告等

大規模・特殊災害が発生した場合に、総務省消防庁、都道府県防災部局等へ速報する。

③ 消防団への連絡等

消防団への電子メール、電話等により災害の発生場所を知らせ、取決めに基づく出動要請等を行う。

④ 市町防災部局との連絡等

市町防災部局へ電子メール、電話、FAX 等により災害の発生等情報を提供する。なお、各市町において災害対策本部が設置された場合は、各消防本部が各市町と綿密な連絡を行う。

⑤ 傷病者の搬送先病院手配

救急事案における搬送先の病院手配については、救急隊が行う。共同指令センターでは、必要に応じて福岡県医療情報システムにより受入病院の状況を把握し、各消防本部及び救急隊へ情報提供を行う。

- ⑥ 緊急通報システムからの通報対応
通報による救急及び火災出動への対応を行う。
- ⑦ 病院問い合わせの対応
住民からの病院等の問い合わせについては、各消防本部においてテレホンサービス等により、情報提供を行う。
- ⑧ 報道機関からの問い合わせの対応
災害事案に関する報道機関からの問い合わせは、災害事案が終了するまでの間は共同指令センターで行い、詳細は管轄する各消防本部で対応する。
- ⑨ 気象情報等の提供
気象情報等の提供は、各消防本部で対応する。
- ⑩ 聴覚や言語に障がいのある方からの通報対応
共同指令センターにおいて、NET119 や電子メール、FAX による通報受付業務を行う。
- ⑪ 災害情報の提供
災害情報は、テレホンサービス、ホームページ、電子メール及びLINE による情報提供を行う。
- ⑫ ドクターヘリの要請
ドクターヘリの要請は、現場からの要請、または共同指令センターで行う。
- ⑬ 福岡県防災行政無線の対応
福岡県防災行政無線は、各消防本部で対応する。

(5) 消防指令システム概要

- ① 119 番通報回線数
28 回線
※第 3 ルート（地震等の災害や、システムの不具合等により 119 通報を災害救急指令センターで受信できなくなった場合に、各消防署・消防本部にて 119 通報を受信する回線）については、各消防署・消防本部ごとに 2 回線を整備。
- ② 指令台
指令台 11 台（大規模モード時 33 台）
自動出動指定装置（常用、非常用、第 3 系統有）



写真 1 指令センターの様子：指令台



写真 2 指令センターの様子：表示板

(6) 勤務体制、配置人員、職員身分

① 勤務体制

指令管制員：3 交替制

管理運営要員：毎日勤務

② 配置人員

指令管制員：51 名（うち係長 6、課長 3）

管理運営要員：8 名（うち係長 2、課長 1、部長 1）

③ 職員身分

事務委託方式であるため、福岡市消防局職員のみ。

(7) 高度な運用

福岡都市圏市町消防相互応援協定に基づく応援を実施。（直近指令・ゼロ隊運用の実施なし）

(8) 消防団との連絡体制

電子メールや順次連絡等、各消防本部で連絡体制を決定し実施。

(9) 市町災害対策本部との連絡体制（福岡市の例）

- ・ 消防 OA システムを市災害対策本部室に設置
- ・ 共同指令センターから任意の映像を市災害対策本部室に配信できる仕組みの構築
- ・ 消防 OA システムと市災害対策本部の管理システムを連携して情報を共有できる仕組みを構築

3. 消防指令センターの共同運用実現までの手順の概要

(1) 検討経緯

- ① 平成 24 年 6 月、福岡市消防局に対する福岡県消防長会県央地区会からの申し入れを契機として、共同運用の検討を始めた。
- ② 平成 25 年 10 月、福岡都市圏 7 消防長において、共同運用は住民サービスの向上及び行財政効果が期待できる事業であり、課題も散見されるが、いずれも対応可能なものであるため、共同運用を実施することが適当であるとの検討結果に達し、各首長等へ報告を行った。
- ③ 平成 25 年 11 月 8 日、福岡都市圏 7 消防長の検討結果を踏まえ「福岡都市圏広域行政推進協議会総会」において福岡都市圏の 17 首長の合意を経て、「福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用に関する基本協定書」を締結した。

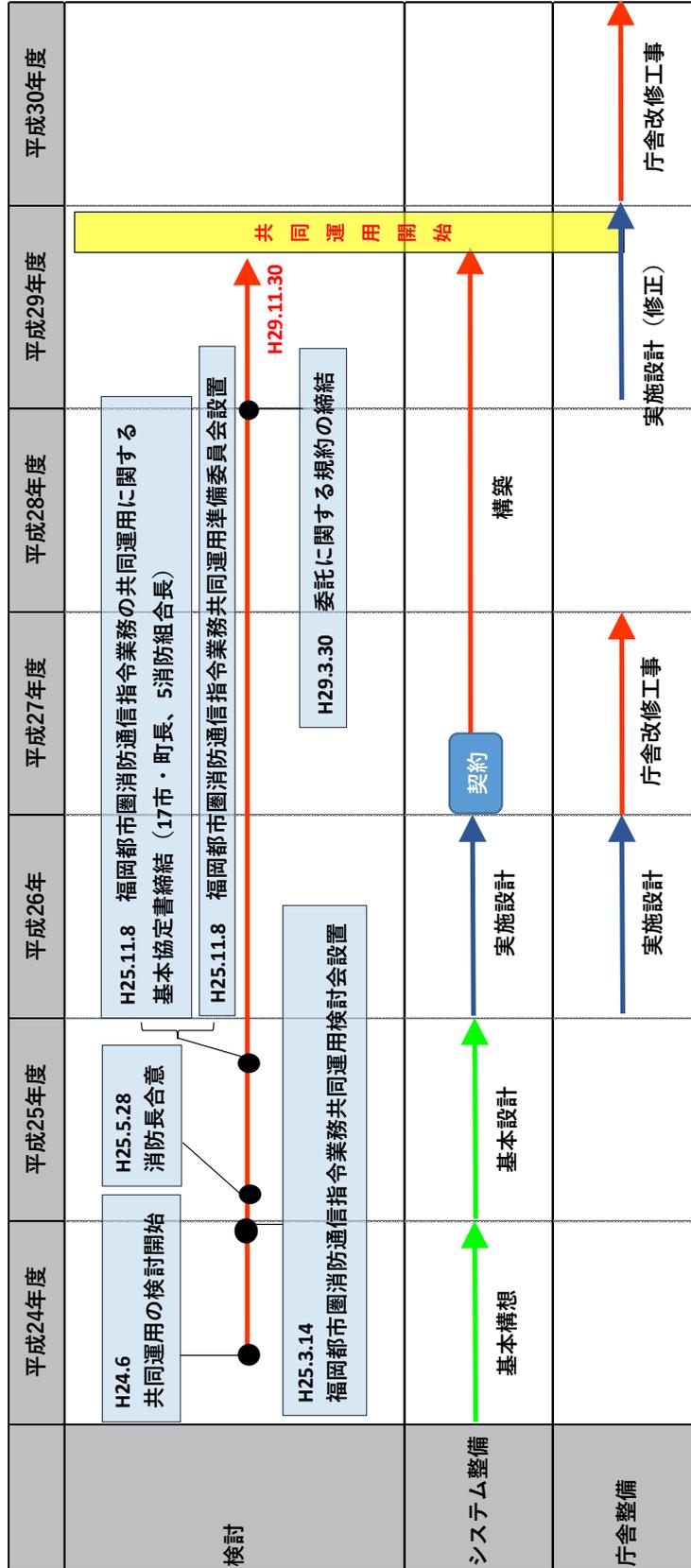
(2) 検討体制

- ・ 福岡都市圏消防通信指令業務共同運用検討会（H25. 3. 14 設置）
共同運用を実施するための検討会報告書（組織、業務範囲、施設等の整備、経費負担方法、指令センターの要員、部隊運用等）の策定を行い共同運用実施の可否を検討した。
- ・ 福岡都市圏消防通信指令業務共同運用準備委員会（H25. 11. 8）
福岡都市圏消防通信指令業務を実施するにあたり、その準備（共同指令システム及び共同指令センターの整備、協定書の締結、共同運用の運用計画書の策定、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に規定する事務委託の実施について必要な事務等）を円滑に行うため設置し検討を行った。

(3) 消防本部間の合意、首長の合意、議会手続き、消防指令センターの整備スケジュール

スケジュールは以下のとおり。

なお、議会手続きは、消防本部ごとに平成 29 年 2 月～3 月の議会で実施。



(4) 検討内容

① 運用開始年月日

平成 26 年 3 月に策定した福岡都市圏消防通信指令業務共同運用基本計画書に基づき、整備スケジュールを踏まえて運用開始年月日を決定した。

② 設置場所

共同運用に必要な共同指令センターは、指令管制室、機械室、事務室、仮眠室、談話室、食堂、トレーニング室及び次期更新スペースを備えた施設が必要であり、また、福岡都市圏の消防本部において、この条件を満たす施設は、既設の福岡市消防局災害救急指令センターのみであり、また、新たに用地を購入し建設するよりも効率的であることから、当該指令センターの改修を前提として整備することとなった。

③ 処理方式（協議会、事務委託）

指令業務において、一元化された指揮命令系統と管理執行権限が明確な「事務委託方式」が、適切と判断した。

④ 共同処理する業務範囲

<基本的な考え方>

消防指令業務は、災害を覚知し、消防活動を迅速、的確に実施する消防の中核をなす業務として重要な位置にあり、かつ、住民の多様化するニーズへの適切な対応が求められる。

共同指令センターでは、福岡市消防局災害救急指令センターの業務内容を基本とするが、各消防本部で行っている消防指令業務を一元化することから、各消防本部の指令センターにおいて実施されている業務を精査し、必要と認める範囲において、共同指令センターの業務内容に加えることとした。

また、福岡都市圏における相互応援については、福岡都市圏全体の災害情報が集約される利点を生かし、市町村消防の原則を踏まえたうえで、柔軟な運用について検討を行うこととした。

指令システム保守（サーバーや各都市圏消防本部の端末、タブレット、表示盤等）については福岡市が行うが、個別で導入する非常用電源設備や電話交換機、庁内放送設備等の保守、維持管理は各消防本部が行うこととなっている。

⑤ 消防指令システムと消防救急無線設備の異メーカー接続対応

同一メーカーのため該当なし。

⑥ 財源、経費負担割合、経費支出等

ア 財源

- ・ 指令システム整備費用は緊急防災・減災事業債を活用する。
- ・ 庁舎整備費用は、福岡都市圏広域行政事業組合から助成（福岡市を除く）。

イ 経費負担割合

<整備費用負担>

整備費用については、共同で使用する機器、設備等（庁舎を含む。以下「共通機器等」という。）とそれぞれの消防本部が個別で使用する機器、設備等（以下「個別機器等」という。）に区分し、費用負担を行った。

(ア)共通機器等

共同運用の共通機器等に係る整備費用については、関係消防本部が均等割25%・人口割75%で負担額を算出することとした。

なお、費用算定に用いる管轄人口は、最新の国勢調査に基づくものとし、国勢調査の確定値が公表された年度の翌年度から適用。

(イ)個別機器等

各消防本部が個別に使用するものについては、それぞれの消防本部の負担とした。

<維持管理経費負担>

共同運用に係るランニングコストは、共同運用に係る人件費、庁舎管理経費、消防指令管制情報システム等維持管理経費及びネットワーク回線使用料、デジタル無線に係る設備保守費とし、算定方法は下表のとおりとした。

項目	算定方法
共同運用に係る人件費	福岡市消防局職員の人件費によって1人当たりの人件費を算出し、その額に各関係団体の負担人員を乗じる。
庁舎管理経費	福岡市消防局本部庁舎の維持管理経費を共同運用に関する部分の床面積で按分した必要額を各関係団体の負担人員により按分する。
消防指令管制情報システム等維持管理経費	原則、関係団体ごとに要する費用とする。ただし、関係団体ごとに算定することが困難な場合は、必要額の25%を関係団体により均等に負担し、残りの75%を各関係団体の人口により按分、または必要額を各関係団体の人口により按分する。

ネットワーク回線使用料 (共通回線)	必要額の 25%を関係団体により均等に負担し、 残りの 75%を各関係団体の人口により按分す る。
デジタル無線に係る設備保守費	必要額を関係団体における無線装置数により按 分する。

⑦ 勤務体制、配置人員

共同指令センターの勤務体制及び共同運用の配置人員は、下記のとおりとした。

ア 勤務体制

3 交替制とした上で、福岡都市圏の異なる消防組織に関する消防指令業務を総括し、適正に遂行するにあたり、十分な責任体制を構築する必要があるため、各部に課長級の責任者を配置した。

イ 配置人員

配置人員は、5 消防本部で実施する場合、以下のとおり管理運営要員 8 人、通信員 51 人（17 人×3 交替制）の合計 59 人とする。

<管理運営要員>

福岡市消防局警防部情報管理課の 6 人に、広域的なシステムの運営管理、保守対応等のための職員 1 人、関係消防本部との連絡調整、委託事務処理等のための職員 1 人を加え、毎日勤務職員として 8 人の管理運営要員を配置した。

<通信員>

119 番通報等の受信件数の増加に対応する配置人員が必要であった。平成 25 年の受信件数で比較すると、5 消防本部の受信件数は、福岡市消防局の受信件数の 1.39 倍であるが、高齢化による救急件数の増加等によって、毎年 2%程度の増加が見込まれることから、5 消防本部で共同運用を行う平成 29 年から平成 34 年の平均受信件数は 1.61 倍となることが予測された。

単独運用時の福岡市消防局の通信員は、1 勤務あたり 9 人が必要であったことから、15 人（9 人×1.61=14.49 人）を確保した。

これに 3 交替制の休務率（1.1）を乗じて配置人員を算出すると、51 人（15 人×1.1=16.5 人→17 人，17 人×3 交替制）となった。

⑧ 高度な運用

直近指令・ゼロ隊運用の実施はせずに福岡都市圏市町消防相互応援協定に基づく応援を実施することとなった。

⑨ 消防団との連絡体制

メールや順次連絡等、各消防本部で連絡体制を決定し実施することとなった。

⑩ 非常災害時における市町災害対策本部との連絡体制

市町災害対策本部との連絡体制は定めていない。各消防本部に設置される災害対策本部との連絡体制を構築している。

⑪ 福岡市外の土地勘のない管轄地域に対する指令業務体制

新たに管轄地域が増加することから、運用開始から2～3年の間は関係消防本部から共同指令センターに職員を派遣してもらい、情報共有を行うことで管轄消防本部の地域情勢を把握した。

また、ヘルプ通話機能（目標物が乏しく災害地点の特定が難しい場合に地理を熟知している管轄の消防本部と有線で結び通報者・指令員・管轄署員の3者間で通話ができる機能）を導入して、管轄消防本部と共同指令センターが連携・協力を図りながら災害地点を迅速に特定している。

さらに、定期的に管轄消防本部の実態調査や連携訓練を行い、共同指令センターの円滑な運営に取り組んでいる。

4. 新体制に移行するまでの具体的な手続き

(1) 例規関係の見直し及び運用方法の統一

- ・ 指令業務を共同処理することによる例規の見直しはない。
- ・ 平成 26 年度から共同運用開始の平成 29 年度までに福岡都市圏運営計画書及び運営マニュアルを作成し、運用方法の統一を図った。

(2) 共同運用開始までの職員研修

共同指令センター（福岡市消防本部内）での研修を中心に、各都市圏消防本部の消防戦術、出動態勢・運用状況の把握、指令台操作訓練等、共同運用開始 1 年前から指令管制員の研修を実施した。

(3) 住民への周知

各種広報誌、各消防本部のホームページ等へ掲載した。



写真 3 広報用パンフレット

5. 消防指令センターの共同運用による効果等

(1) 効果

① 整備費の削減効果

整備費については単独整備費と比べて都市圏全体で約 8 億円の削減効果があった。
(維持管理費については未算定。)

② 業務集約による人員の効率化

平成 29 年度から共同運用に参加する 5 消防本部において、単独での指令業務に従事する職員は、79 名であり、共同運用開始後は、119 通報件数や同規模の人口を有する都市の状況等を踏まえ、59 名体制とした。

その結果、20 名（約 25%）の効率化が図られた。

③ 応援体制の迅速化等の災害対応上の効果

災害時における都市圏内の早期の情報把握や迅速かつ効率的な部隊運用が可能となった。

また、119 番通報集中時の受信・処理能力が向上するとともに、システム機能の向上により、都市圏全体の現場活動の向上に繋がった。

(2) 課題

今後協議が必要な事項及び協議を行っている事項は次の通り。

① 地震等の大規模災害時に各消防本部での対応が異なるため、円滑な管制業務を行っていく上で最低限の統一を図る等の課題があり、今後、初動対応等について協議を進める必要がある。

② 中途加入する消防本部（R5、R11）の費用負担等について、協議を行っている。